

「子ども健康相談士」規則

I 子ども健康相談士資格認定規定

1.目的

日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）は、会則第3条の（4）に基づき、健康相談（学校保健安全法第8条に規定する健康相談をいう。以下、同じ。）及び健康相談活動（教育職員免許法施行規則第9条に規定する健康相談活動をいう。以下、同じ。）に基づく子どもの心身両面への教育支援の質的向上と健康相談・健康相談活動実践者の専門性の向上に資するため子ども健康相談士資格を設け、当該資格の認定を行う。

2.日本健康相談活動学会認定資格

子ども健康相談士とは、子ども健康相談士資格認定要件細則に示される申請資格を満たし、本学会の資格認定委員会により、健康相談・健康相談活動の専門家としての能力を有すると認められた者をいう。子ども健康相談士は、次の子ども健康相談士（初級）、子ども健康相談士（中級）及び子ども健康相談士（上級）とする。

1) 子ども健康相談士（初級）

学校における健康相談・健康相談活動に関連する理論と方法について「説明できる」能力を有し、所定のポイント数を取得したことが認められる者

2) 子ども健康相談士（中級）

学校における健康相談・健康相談活動に関連する理論と方法について「場面に応じて説明できる」能力を有し、所定のポイント数を取得したことが認められる者

3) 子ども健康相談士（上級）

学校における健康相談・健康相談活動を学ぶ者に対して、適切な指導・助言を提供する能力があると認められた者。子ども健康相談士（上級）の資格を有する者は、健康相談・健康相談活動の研修会で講師を務めることができる。

3.資格認定

1) 資格認定委員会の設置

本学会は、子ども健康相談士資格認定にかかる業務を行うために資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2) 資格認定委員会の運営

認定委員会の構成及び運営は、別に定める資格認定委員会規約による。

3) 認定

(1) 資格認定は、認定委員会が行う審査に基づいて理事長が行う。

(2) 認定証発行

理事長は、認定した者に対して当該資格認定証を交付する。

4) 有効期間

本資格の有効期間は 5 年とする。

4.申請の要件

資格認定申請および資格認定に必要な要件は、別に定める子ども健康相談士資格認定要件細則による。

5.申請及び交付とその手続き

資格の認定申請と認定者に対する認定証の交付に関する手続きは、別に定める資格申請及び交付手続き細則に従って行うものとする。

6.資格の認定の失効

資格の認定は、認定者が本学会を退会した場合には、その効力を失う。

7.規定の改定

本規定の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

8.附則

本規定は、2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。

II 資格認定委員会規約

本規約は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定規則Ⅰの3.の2）に基づいて定めるものである。

1.目的

資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、資格認定のための審査及びその他の業務を行う。

2.委員

認定委員会は若干名の委員をもって構成する。

1) 理事の参加

認定委員会は本学会理事2名以上を含んで構成される。

2) 任命

(1) 委員

委員は、原則として子ども健康相談士（上級）資格を有する者で、理事会が推薦し理事長が任命する。

(2) 委員長

委員長は理事の中から、理事長が委嘱する。

(3) 任期

委員及び委員長の任期は3年とし、再任を妨げない。

3.業務

認定委員会は、本規約の目的を達成するために以下の業務を行う。

1) 認定関係諸規定の審議

円滑かつ実効性ある資格認定作業を進めるため、必要な関係諸規定を審議し、その改廃を理事会の承認をもって行う。

2) 研修履歴の認定

本学会が開催する夏季セミナー等以外の他機関等が主催する研修会を受講したことにより資格申請を行う場合は、研修内容を審査し、認定する。

認定要件は、研修資料、研修内容、研修時間等により総合的に判断する。

3) 子ども健康相談士資格の認定・更新等の審議

(1) 資格認定申請のあった会員については、これを審査する。

(2) 資格更新申請のあった有資格者については、これを審査する。

(3) 有資格者に疑義が生じた場合は、これを審議し、登録抹消等の必要な処置を決定する。

4) 理事会への報告

認定委員会委員長は、資格認定にかかる審議結果を理事会に報告する。

5) 登録

(1) 名簿登録

認定委員会は、認定証が交付された者を子ども健康相談士資格者名簿に登録し、これを公表する。

(2) 抹消

認定委員会は、認定を受けた者に不正な行為が認められた場合、その認定を取り消し、登録を抹消する。

「不正な行為」とは、申請手続きにおける不正と、業務遂行における当該資格保持者として不適切な行為をいう。

(3) 失効

認定委員会は、本学会会員を退会した者、及び資格更新を行わなかった者の登録を抹消する。

6) その他

認定作業を行う上で委員会が必要と認めるその他の業務を行う。

4. 守秘

資格認定の業務に従事する者は、公正にその職務を遂行し、その職責に応じた守秘義務を負う。

5. 規定の改定

本規約の改定は認定委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

6. 附則

本規定は 2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。

Ⅲ 子ども健康相談士資格認定要件細則

本細則は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定規則Ⅰの４.に基づいて定めるものである。

1.申請要件

子ども健康相談士の資格申請にあたっては、以下の要件をすべて満たしていなければならない。ただし、必要ポイントを満たしていれば中級や上級からでも申請できる。

1) 基礎資格

(1)本学会の会員として 継続して3年以上所属していること。

①継続して3年間会費を納めていること。

②未納の年度があった場合は、納付すること。

(2)教職経験（指導主事・管理職・臨時的任用教員・非常勤職員・大学等養成機関での教員等を含む）を3年以上有すること。

①教職経験のない者は、健康相談に関わる業務が3年以上有すること。

②週に2日以上の実務を、年間を通して継続した場合を1年として数えることができる（年間70日程度以上）。

③不明な点は、認定委員会に問い合わせる。

2) 研修実績

以下に示される研修分野において健康相談・健康相談活動に関連する研修経験を持つこと。

(1)研修領域

健康相談・健康相談活動に関して、理論（A領域およびB領域）及び方法（C領域）、研究（D領域）の4領域にわたる研修・研究経験が求められる。

(2)研修実績の算定

各領域の内容及びポイント数は別表1のとおりとする。ただし、中級から申請する場合の必要ポイント数は初級及び中級の合計必要ポイント数と、上級から申請する場合の必要ポイント数は初級、中級及び上級の合計必要ポイント数とする。

なお、関連学会等での研修受講経験等も認めることがある。この場合、修了証などの証明できる資料が必要となる。

(3)発表・出版の実績（上級のみ）

発表は本学会の夏季セミナーや学術集会を原則とし、関連学会等の発表も認めることがある。

また、出版は、次の通りとする。

①本学会学会誌や他の関連学会学会誌、養護教諭向け雑誌等において、申請時に、口頭・ポスター発表は2件以上、論文発表・誌上発表は1件以上の発表があること。

②発表は筆頭者であること。

③申請しようとする年度に、申請の後に発表を予定している場合は、その内容と資料を資格認定委員会に送付すること。

3) 学術集会への参加

資格認定申請をする年度の前、直近5年間に本学会夏季セミナー、学術集会等に3回以上参加していること。

別表1「子ども健康相談士」取得のために必要な領域別ポイント一覧表

* 60分～90分の講義・演習を1ポイントとする

段階		初級	中級	上級	
必要ポイント数		10ポイント以上	18ポイント以上	24ポイント以上	
A領域	健康相談・健康相談活動の基本	I: 歴史・定義・法的根拠	3ポイント以上	5ポイント以上 ただしIIは必須とする	7ポイント以上
		II: プロセス及び方法			
		III: 現代的健康課題			
B領域	健康相談・健康相談活動の関連諸理論	I: 医学	3ポイント以上	5ポイント以上	7ポイント以上
		II: 心理学			
		III: 福祉／行政			
		IV: 看護学			
		V: 学校教育			
		*ただし、初級・中級でI～Vをすべて受講する			
C領域	健康相談・健康相談活動の実践	I: 心身の観察・情報収集	4ポイント以上 ただし、I II IIIは必須	8ポイント以上 ただしIV Vは必須	10ポイント以上
		II: 問題背景の分析・判断			
		III: 解決のための支援			
		IV: 関係者との連携			
		V: 記録・評価			
D領域	健康相談・健康相談活動の可視化	事例研究・発表・論文			誌上発表、学会発表、研究発表等

2. 認定要件

1) 必要条件

Ⅲの1.の「申請要件」に定める申請に必要な要件を満たしていること。

2) 十分要件

認定委員会によって行われる書類審査、面接を経て、資格取得相当の知識と理論及び技能を持つと認められること。

3) 倫理綱領の遵守

子ども健康相談士資格取得にあたり倫理規範を含む健康相談・健康相談活動実践については、学会が定める倫理綱領を遵守すること。申請者はこれを遵守する旨の誓約を申請時に行うものとする。

3.更新要件

子ども健康相談士資格の有効期限は5年間とし、これを更新することができる。更新には子ども健康相談士資格更新細則に示された研修実績をもって所定の手続きを行う必要がある。

4.附則

本規定は、2018年（平成30年）3月4日より実施する。

IV 子ども健康相談士資格者研修及び資格更新細則

本細則は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）資格認定委員会規約Ⅱの3.の3）（2）に基づいて、子ども健康相談士を取得した者が、その資格を維持更新するために必要な枠組みを定めるものである。

1.目的

子ども健康相談士は発展進化を続けている資格である。このため、子ども健康相談士を有する者（以下「子ども健康相談士資格者」という。）は、資格取得後も継続して子ども健康相談士の発展進化に寄与し、またさらなる資質向上に努める義務を負うものである。本細則は、その最低限の継続した研修の枠組みを示すために設けられる。

2.継続研修の義務づけ

子ども健康相談士資格者は、健康相談・健康相談活動を実践するものとしての資質の維持向上を図るため、資格取得後もその更新時期までに以下の要項に従った研修を継続して積まなければならない。

3.更新期間

前項の研修義務履行のため、その資格認定を受けた年度より 5 年目の年度末日までに、次項に従った研修を継続して行わなければならない。

4.研修会等への参加

子ども健康相談士資格者は、更新までに、本学会夏季セミナーや学術集会等に、初級および中級は 3 回以上、上級は 5 回以上参加していること。

5.発表・出版（上級のみ）

本学会または資格認定委員会が認定するその他の学術集会や学術大会の研修会において、健康相談・健康相談活動に関する論文発表また著作物の出版（いずれも筆頭者や単著であること）を行った場合は、1 回とみなす。ただし、口頭・ポスター発表については一発表につき 1/2 回とみなす。

6.資格更新手続き

子ども健康相談士資格者は、資格更新時には少なくとも本細則に示された研修経験を積んでいなければならない。

子ども健康相談士資格者でその資格更新を希望する者は、資格認定委員会が別に定める手続きに従って、その資格を更新しなければならない。特別な事情がある場合は、この限りではない。詳しくは認定委員会に問い合わせる。

7.附則

本細則は 2018 年（平成 30 年）3 月 4 日より実施する。

V 子ども健康相談士資格申請及び交付手続き細則

本細則は、日本健康相談活動学会（以下「本学会」という。）子ども健康相談士資格認定規定Ⅰの5.に基づいて、子ども健康相談士の資格認定申請及び認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

1.申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

子ども健康相談士の資格認定申請及び審査は原則として年1回行う。

資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

2.審査申請

子ども健康相談士の資格認定の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて、申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。

3.提出書類

子ども健康相談士の資格認定の審査を希望する者は、6.別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。

4.登録

子ども健康相談士の資格認定審査の結果は本人宛に通知する。審査に合格した者には、子ども健康相談士資格認定規定に基づき子ども健康相談士認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて子ども健康相談士資格者名簿に登録し、これを公表する。認定証の交付は、学術集会総会時に行う。

5.附則

本細則は2018年（平成30年）3月4日より実施する。

6.別表1 子ども健康相談士資格認定申請にあたって提出する書類

申請にあたって提出する書類	初級	中級	上級
子ども健康相談士資格認定申請書 ¹⁾	○様式1-1	○様式1-2	○様式1-3
健康相談・健康相談活動実践報告書 ²⁾	—	○様式2	○様式2
研修証明書 ³⁾	○	○	○
直近の夏季セミナー受講レポート ⁴⁾	—	○様式3	—
研究成果（学術集会抄録、論文別刷、研究発表集録、雑誌掲載記事のコピー等 ⁵⁾	—	—	○ (1点以上)

1) 日本健康相談活動学会子ども健康相談士資格認定申請書（初級・中級・上級）

2) 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級・上級）

3) 研修証明書（共通）：認定申請にあたって、所定のポイントを取得したことがわかる本学会主催の夏季セミナーや学術集会の修了証等のコピーを添付する。

なお、研修証明書の添付は、平成29年度（2017年度）以降は必須、それ以前につ

いては、可能な限り添付するものとする。

- 4) 直近の夏季セミナー等の受講レポート(中級):自身の健康相談・健康相談活動実践に夏季セミナーの受講内容をどのように活かすかなどについて論述する。
- 5) 発表・出版(上級):著書や学術雑誌、一般雑誌の記事を申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等(コピーで可)を添付する。口頭・ポスター発表の場合は、一発表につき1/2回とみなす。発表を確認できる学会集会抄録集目次及び抄録等(コピーで可)を添付する。ただし筆頭者でなければならない。

VI 子ども健康相談士資格更新申請及び交付手続き細則

本規定は、子ども健康相談士を有する者（以下「子ども健康相談士資格者」という。）が、その資格を更新する際に必要な申請手続きと認定証の交付について必要な事項を定めるものである。

1.申請及び審査予定期間、書類の形式等の公表

資格更新申請及び審査は原則として年1回行う。資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、その申請期間、審査予定期間、提出書類とその書式等を前年度中に公表する。

2.審査申請

資格更新の審査を希望する者は、申請書類及び認定委員会が求める書類を、審査料を添えて申請期間内に提出しなければならない。審査料は別に定める。

3.提出書類

資格更新の審査を希望する者は、6.別表1に示す書類を認定委員会に提出しなければならない。提出された書類は審査後も返却されない。

4.登録

資格更新審査の結果は本人宛に通知する。資格更新審査に合格した者には、資格認定証を交付し、資格認定委員会規約に基づいて子ども健康相談士資格者名簿の登録を更新し、これを公表する。

5.附則

本細則は2018年（平成30年）3月4日より実施する。

6.別表1

子ども健康相談士資格更新申請にあたって提出する書類

申請にあたって提出する書類	初級	中級	上級
子ども健康相談士資格更新申請書 ¹⁾	○様式1-4	○様式1-5	○様式1-6
健康相談・健康相談活動実践報告書 ²⁾	—	○様式2	○様式2
研修証明書 ³⁾	○	○	○
直近の夏季セミナー受講レポート ⁴⁾	—	○様式3	—
研究成果（学術集会抄録、論文別刷、研究発表集録、雑誌掲載記事のコピー等） ⁵⁾	—	—	○（1点以上）

1) 日本健康相談活動学会子ども健康相談士資格認定申請書（初級・中級・上級）

2) 健康相談・健康相談活動実践報告書（中級・上級）

3) 研修証明書（共通）：更新申請にあたって、直近5年以内に、本学会主催の夏季セミナーや学術集会に初級及び中級は3回以上、上級は5回以上参加していることがわか

る修了証（コピー可）を添付する。

- 4) 直近の夏季セミナー等の受講レポート（中級）：自身の健康相談・健康相談活動実践に夏季セミナーの受講内容をどのように活かすかなどについて論述する。
- 5) 発表・出版（上級）：発表を確認できる学会大会目次・抄録等（コピーで可）を添付する。著書や学術雑誌、一般雑誌の記事を申請する場合は、その学術雑誌等の抜き刷り等（コピーで可）を添付する。ただし筆頭者でなければならない。